

第5回 調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会議事要旨

■日時

平成25年6月17日（月）午後6時30分～午後9時40分

■場所

調布市文化会館たづくり12階大会議場

■出席者 19人

伊藤俊克委員，赤澤晃委員，海老澤元宏委員，笹本和広委員，田中健次委員，塚越博道委員，小森美奈子委員，濱田賀津子委員，小寺浩二委員，松田秀男委員，田代和正委員，小杉茂委員，大木正勝委員，山本雅章委員，宇津木光次郎委員，村木尚生委員，高橋和男委員，秋國光宏委員，小坂力委員

■顧問

副市長 小林 一三

教育長 海東 元治

■傍聴者

63人（報道関係者を除く）

■事務局

教育部

塩足次長

教育部学務課

元木課長補佐，内田係長，加藤主査，宮崎主任，安倍主事

■内容

議事

（1）緊急対応検討部会報告

ア 協議事項

- ・自己注射であるが、「救える命を救う」という子どもへの思いから教職員もエピペンを打つ立場にあることを認識するという方針を提示していく。
- ・エピペンを打った後に生じた問題については，調布市及び調布市教育委員会が責任をもって対応するという方針を提示していく。
- ・調布市としては，本人もしくは保護者がエピペンを注射する方法や投与のタ

イミングを、医師から処方される際に、十分な指導を受けることを強化していくよう、国に要請していく。

- ・エピペンの注射を、本人がどうしても自分で注射できない状況にある場合は、打つことができるという法的環境整備を調布市としても、本部会委員の方々も国に要請していく。

- ・自己注射薬について、エピペンだけではない認識を広げていけるよう、国に要請していく。

- ・エピペンを持つ児童・生徒が、エピペンを持参することを忘れた際や新規発症の食物アレルギー児童・生徒への対応のために、学校が管理するエピペンを配備してもらえるよう、国に要請していく。

- ・緊急時個別対応カードを使用する。なお、エピペンを打つ判断基準については、今後東京都が提示するマニュアルに準拠することとする。

- ・エピペン保管場所は、原則、本人管理とする。

- ・慈恵第三病院企画のエピペン対応シュミレーション研修については、市内公立小中学校、公立私立保育園等の教職員等を対象とする。

- ・慈恵第三病院企画のエピペン対応シシユミーション研修内容は、「意識」「知識」「技能」とする。

- ・エピペントレーナーを各学校に配備する。

イ 報告などに対する主な意見

- ・救える命を救う，人を助ける，目の前で倒れた人をどうしたらいいか。研修を行い，助ける方法があるということを知る。

- ・教職員が打つ立場にあることを認識させる。エピペンを「打つ」ことに調布市及び教育委員会が責任を持つ姿勢を示すこと。

- ・安全と危険とグレーゾーンと3つに分けて物事を考えて行うべき。

- ・現場の先生は，当該児童・生徒を絶対1人にしないこと。

- ・外線が繋がる内線電話，又は携帯電話で，その場から連絡できるような設備も検討していただきたいと思う。

- ・緊急時対応カードは，国や都が作成するものと相互に整合するものにしなければならない。

- ・報告はコンパクトに。焦点を絞り，ポイントを押える。

ウ 結論，宿題

- ・自己注射であるが、「救える命を救う」という子どもへの思いから教職員もエピペンを打つ立場にあることを認識するという方針を提示していくことについては，認識するという方針。

- ・エピペンを打った後に生じた問題については，調布市及び調布市教育委員会が責任をもって対応するという方針を提示していくことについては，責任をもって対応する方針。

- ・調布市としては，本人もしくは保護者がエピペンを注射する方法や投与のタイミングを，医師から処方される際に，十分な指導を受けることを強化していくよう，国に要請していくことについては，表現の仕方などを含め再検討。

- ・エピペンの注射を，本人がどうしても自分で注射できない状況にある場合は，打つことができるという法的環境整備を調布市としても，本部会委員の方々も国に要請していくことについては，協力をお願いします。

- ・自己注射薬について，エピペンだけではない認識を広げていけるよう，国に要請していくことについては，表現の仕方などを含め再検討。

- ・エピペンを持つ児童・生徒が，エピペンを持参することを忘れた際や新規発症の食物アレルギー児童・生徒への対応については，学校が管理するエピペンを配備してもらえるよう，国に要請していくことについては，表現の仕方などを含め再検討。

- ・緊急時個別対応カードを使用する。なお，エピペンを打つ判断基準については，今後東京都が提示するマニュアルに準拠することとする事については，マニュアルに準拠する。

- ・エピペン保管場所は，原則，本人管理とすることについては，原則，本人管理とする。

(2) 給食指導検討部会報告

ア 協議事項

- ・給食指導計画の作成
- ・食物アレルギーに関する正しい知識を身に付けていくための取組について，現状及び課題を整理し改善策を提言する。
- ・食物アレルギーのある子供の保護者が一人で悩むことを防ぐため，保護者同

士が情報の共有や悩み事を相談したり，経験を伝え合ったりできる仕組み等を検討し提言する。

イ 報告などに対する主な意見

- ・教員も研修を重ねて、質の高い指導をしていくべき
- ・研修終了後には、修了書を発行するなど、教職員全員を受けさせる研修を検討すべき
- ・教員の知識を高め、正しい知識で児童・生徒に教えていくこと。

ウ 結論，宿題

- ・給食指導計画の作成については、給食を通して、子供たちにどのような力を身に付けていくことが必要なのかを各発達段階に応じた指導計画を作成する。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識を身に付けていくための取組について、現状及び課題を整理し改善策については、教職員・保護者・地域の方等への普及啓発を図る取組の充実や指導にかかわる資料の作成・収集を検討。
- ・食物アレルギーのある子供の保護者が一人で悩むことを防ぐため、保護者同士が情報の共有や悩み事を相談したり，経験を伝え合ったりできる仕組み等については、専門家によるアレルギー相談窓口の設置や講演会を実施し講演会終了後の情報交換会を検討。